

令和2年第4回安城市議会定例会請願文書表

令和2年12月1日

番 号	請 願 第 3 4 号	受 理 年 月 日	令 和 2 年 1 1 月 6 日
件 名	議会における審議等の公正を期すための制度「除斥」を、地方自治法、安城市議会委員会条例、同議会議員政治倫理規程に基づいて遵守し、過去の法令等違反状態を是正することを求める請願		
提 出 者	森 三 長 他1名		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
要 旨	<p>請願の趣旨</p> <p>地方自治法、そして当市の条例、規程に明確に示してあり、また、民事訴訟法第23条以下、民事訴訟規則第10条以下にて規定されている除斥等は、言葉は難しいけれど、当市の議会、議員の能力をもってすれば、ほぼ自明なことであろうと、これまで法律の素養すらなかった住民としては確信しております。</p> <p>ここで実際の条例等を示しておきます。</p> <p>地方自治法 第117条（議長及び議員の除斥）</p> <p>「普通地方公共団体の議会の議長及び議員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。但し、議会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。」</p> <p>第117条に関して北海道が確認した内容</p> <p>○除斥しないで行なつた議決の効力</p> <p>（昭和二七、一〇、六 自行行発第五八号 北海道総務部長宛 行政課長回答）</p> <p>問 除名決議に際し、当該議員を除斥しないで行つた議決は違法であるか。</p> <p>その場合議長が単独で当該議員の出席を認めたとしても違法であるか。</p> <p>答 お見込のとおり。（原文通り）</p> <p>さらには、</p> <p>安城市議会議員政治倫理規程（委員の除斥）第8条</p> <p>「審査会の委員の除斥については、地方自治法第117条の規定を準用する。」</p> <p>安城市議会委員会条例（委員長及び委員の除斥）第17条</p> <p>「委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があつたときは、会議に出席し発言することができる。」</p> <p>とあります。</p> <p>ここで次の点を明らかにしておきます。</p> <p>去る8月25日、大屋議長様、深津副議長様に、住民2名と白山議員とでお話したときは、議会による、過去の請願への対応について「法律違反」があり、議会運営には問題がある、と説明させていただきました。</p> <p>その場でも、大屋議長様は、自分たちには間違いはない、と断言されたかと存じます。しかし、その根拠は一言もお聞きできませんでした。その後、さらに調べたところ、議会運営においては、大屋議長様に限らず、議員なら当然、知っていないといけない基本事項「除斥」があることに気づきました。</p>		

よって、議会、委員会などでは、最低限、注意して運営する必要性がある「除斥」についての請願を出すことにいたしました。

なお、本件は、「議会における除斥について」という文書にて、去る9月7日付けにて、大屋議長様に発信させていただきました。

この時点ですから、9月議会での法的な対応は可能だったはずです。

(写)は、議会事務局、神谷市長様、企画政策課としました。

ところで、9月の複数の請願（請願第23～28号迄）について、当事者である総務企画常任委員会メンバーのうちの2名が含まれる議会運営委員会のメンバーは、自ら(2名)に問われている請願内容を、なぜ、当事者が回答を避けることができるように判断することができるのでしょうか？

また9月定例会における本会議での議決についても当事者2名を除斥することなく議決されたことも同様です。（9月定例会初日の全議員による本会議の議決には、総務企画常任委員会の委員であり、請願第28号の当事者でもある二村議員、及び請願第27号の当事者である野場議員も加わっていたと聞いております）。

総務企画常任委員会のメンバーでもある2名を除斥することなく、議会運営委員会がやったこと、及び本会議において、請願で発言の説明を求められている人が、その請願に対して議決に加わったことは、地方自治法、ご自分達が制定した条例、規程に反することになります。

さらには、大屋議長様だけの判断にて、

①住民等には何ら法的等の根拠の説明もなく、総務企画常任委員会への付託をされなかったこと、

②除斥することなく議会運営委員会に諮り、自らの判断にて承認を取ったこと、などについての法的な説明責任を果たされることを求めます。

また、請願第6～22号については、当初、当方と議員さんとで意見交換をしたいと大屋議長様に申し入れたものの、議長からは、議員と個別にやってほしいと言われ、その依頼に従い、文書で質問書を、正副両議長様を含む全議員に出しました。しかしながら回答者数はゼロでした。

このように大屋議長様からの指示に従って実行しても、議員からは回答がなく、しかも、その無反応行動に関する請願についての判断を、

当該議員自らが行う資格は、日本全国どこの議会においても、法令等に違反しているため、およそあり得ません。しかし、現実としては、請願を却下されました。

ここでは、当然のことながら、法令等遵守を本市が行うならば、全議員（白山議員を除く）の除斥が不可避ということになってしまいます。

最後に、近隣の市議会に限らず、議員の出身母体が、特に自動車会社系等だとしたら、企業としては、議員輩出時の期待として、「法令等遵守」（コンプライアンス）は、当然、行われていると信じていることでしょう。

法令等遵守は最低限の責務でしょう。しかも、そこに監査委員が含まれているとしたら、確実にコンプライアンスを達成している必要性があり、現時点でも達成していないということは常識としては、あり得ないことだと考えております。

本件に関する解決方法は、存在はしています。ただし、その前に、本市議会、議員として、法令等遵守とはいかなるものかを、今こそ、ご一考願いたいものです。

そして、本市の住民から選ばれた優れた議員として、解決方法をお示し願いたいと思います。

要
旨

請願事項

- (1) 当市議会は、法令等遵守の状態にあると住民に示すべく、少なくとも今年9月の請願第6号～22号、及び23号～28号について、議決のやり直し等を求めます。
- (2) そして、大屋議長には、住民等には、法的な視点からなどの、何らの根拠の説明もなく、総務企画常任委員会への付託をされなかったこと、除斥することなく議会運営委員会に諮り、自らの判断にて承認を取らせたこと、の正当性についての法的説明責任を果たされることを求めます。
- (3) また今後は、常に議会、議員として、基本中の基本である「除斥」を厳格に実行し、法令等遵守の徹底を求めます。